

中国電力株式会社 取締役社長 山下 隆 様

鳥取県知事 平井 伸治

福島第一原子力発電所で発生した事故等に伴う鳥根原子力発電所の安全対策等について（申入れ）

去る3月11日、東日本大震災が発生し、福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の放出により、周辺環境に重大な被害を与えており、いまだ終息に至っておりません。こうした状況は、問題の原子炉と同型の原子炉が設置されている鳥根原子力発電所の隣接県である当県としては、重大な事態として受け止めております。ついては、貴社に対し、鳥根原子力発電所に対する県民の不安解消、安全・安心の確保のため、下記の事項を要望します。

記

- 1 福島第一原子力発電所の事故原因等を踏まえた点検等の実施  
今回の福島第一原子力発電所の事故原因について、プルサーマルの導入による影響を含めて詳細に分析し、安全対策の徹底のため、新たな知見に基づき点検等を実施するとともに、プルサーマル計画を含めた鳥根原子力発電所の耐震性・安全性について、徹底的に検証し、その結果を県民に公表すること。
- 2 安全確保のための必要な対策の実施  
県民の安全を確保するため、上記1を踏まえて、発電所施設等の津波対策、地震対策等について万全の措置を講ずること。また、事故等による放射性物質の放出等に備えて、鳥取県内に常時の放射線等測定のためのネットワークを拡大するとともに、防災資機材等の整備を行うこと。
- 3 安全協定の締結  
原子力発電や放射性物質等に関する正確な情報に基づく適切な避難を実施する等により、県民の安全・安心を確保するため、当県と安全協定を締結するとともに、県内の関係自治体とも協定を締結すること。
- 4 EPZ範囲見直しへの国への働きかけ  
福島第一原子力発電所から30km以内の地域では避難等が指示されたこと等に鑑み、EPZの範囲を見直すために、防災指針の改定や、関係隣接県の取扱いの広範囲化など、所用の措置を講ずるよう国に強く働きかけること。
- 5 協議の場の設置  
上記1から4までの課題を早急に解決するため、当県及び関係自治体と貴社での協議の場を設けること。